

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

株式会社ティーエム・テックスと従業員代表 植村 優基 とは、亀岡オフィス（尼崎ジョブセンター含む）における年次有給休暇の計画的付与に関して次のとおり協定する。

- 1 従業員が有する令和7年度の年次有給休暇のうち3日分については、次の日に与えるものとする。

2025年 4月30日、5月1日、5月2日

- 2 計画的付与日において年次有給休暇の残日数がない場合、当該付与日の前日までに契約時間内の就労または欠勤のいずれかを管理監督者と当該従業員との話し合い、合意の上、決定する。
- 3 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、1に定める指定日を変更するものとする。

令和 7年 3月 10日

株式会社ティーエム・テックス
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 植村 優基



※署名の場合は押印不要